

平成18年 3月28日

《問い合わせ先》

沖縄総合事務局開発建設部港湾計画課

嶋倉・富田 TEL 098-860-1214

沖縄県土木建築部港湾課

末吉・上運天 TEL 098-866-2880

中城湾港泡瀬地区公有水面埋立事業に係る県知事報告等について

◆「改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物（動物編）」への対応について

平成17年12月末までに実施した調査において既に報告した103種に加え、新たに10種（甲殻類1種、貝類9種）の生息を確認したので、今回報告を行いました。

「改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物（動物編）」への対応は、事業者としては、今後も、これまでに行ってきた干渉生物生息監視調査などの各種調査を通じてモニタリングを継続するとともに、埋立地以外の周辺環境の保全に努めていくこととしています。

◆事業者に寄せられた情報（ミル属の1種）について

工事中に貴重種・重要種に相当する種で「中城湾港（泡瀬地区）公有水面埋立事業に係る環境影響評価書（平成12年3月）」に記載されている動植物種以外の種の存在が工事区域内もしくはその近傍で確認された場合には、沖縄県へ報告することとなっています。

今回、上記に該当するミル属の1種と見られる緑藻が、事業者が実施している調査中に確認されましたので、報告いたしました。

生育場所は工事区域からは相当程度離れており、工事による影響の程度は小さいと考えられますが、事業者としては、海上工事の実施に際し、生育環境に影響を与えないよう汚濁防止対策を徹底するとともに、従来行ってきた環境監視調査により監視を行い、埋立区域外の生育環境の保全に努めます。

◇汚濁防止膜の存置について

今年度浚渫工事を実施する際に、より周辺環境に配慮した汚濁拡散防止対策として、汚濁防止膜の展張方法を工夫する対策を実施しておりますが、海象条件等に対する効果を継続的に確認するため、4月以降、工事は例年どおり中断いたしますが、汚濁防止膜についてはその一部を当面存置いたします。本対策の確立によって、より効果のある埋立地周辺環境の保全が図られると考えています。

なお、汚濁防止膜の存置は、海底のシルト分の急激な拡散防止という観点から、漁業者からも要望されていることを申し添えます。